

居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦、夫の両親及び祖母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、2世帯ないし4世帯への別離を余儀なくされたことを考慮して、別離期間につき、世帯ごとに、各月額2万円又は3万円の増額を認めるとともに、避難先で夫の祖母の認知症が進行し、要介護認定を受ける前から要介護状態にあったと認められること、夫の母が平成23年8月からその介護を行っていたことなどを考慮して、同月以降、夫の祖母及び母に、各月額3万円の増額（既払金を控除）を認めるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金908万2000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年5月16日

(仲介委員 蓑毛誠子)

## 申立人 X 1

損害項目	内訳	金額	期間
生活費増加費用	水道代	438,000	H23. 4～H30. 3
日常生活阻害慰謝料	増額分	640,000	H23. 4～H25. 11
合計		1,078,000	

## 申立人 X 2

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	増額分	640,000	H23. 4～H25. 11
ペット喪失慰謝料		50,000	
合計		690,000	

## 申立人 X 3

損害項目	内訳	金額	期間
生活費増加費用	水道代	279,000	H23. 8～H28. 9
	米野菜購入費用	1,200,000	H23. 8～H30. 3
日常生活阻害慰謝料	増額分	1,320,000	H23. 4～H28. 9
合計		2,799,000	

## 申立人 X 4

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	増額分	2,400,000	H23. 8～H30. 3
合計		2,400,000	

## 申立人 X 5

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	増額分	2,115,000	H23. 3～H30. 3
合計		2,115,000	

和解金額合計	9,082,000
--------	-----------